

○安芸高田市公正入札調査委員会設置要領

(平成16年7月29日訓令第78号)

改正 平成19年9月28日訓令第118号 平成21年3月19日訓令第23号
平成21年8月21日訓令第88号 平成23年3月30日訓令第11号

(趣旨)

第1条 安芸高田市建設工事執行規則(平成16年安芸高田市規則第94号)の適用を受け、建設工事について入札の適正な執行を期するため、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合等に関する情報に対する的確な対応を行うことを目的として、安芸高田市公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、入札談合等に関する情報があったときは、次に掲げる事項について調査審議を行うものとする。

- (1) 当該情報の信ぴょう性の判断及び公正取引委員会への通報
- (2) 事情聴取の実施及び入札の執行、延期、無効、中止又は契約解除等の判断
- (3) その他入札の適正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(構成)

第3条 委員会は、副市長を長とし、総務部長、産業振興部長、建設部長、建設部管理課長、入札談合等に係る工事を所掌する課(以下「当該工事担当課」という。)を所掌する部長及び当該工事担当課長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係機関の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の開催)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、持回り審議により委員会の会議に代えることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、建設部管理課に置くものとする。

附 則

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日訓令第118号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日訓令第23号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月21日訓令第88号)

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。